



近畿地方整備局管内の「道の駅」が新規登録されました

～ 新たに1駅が登録され、近畿で157駅に！ ～

今回、近畿地方整備局管内では新たに以下の1駅(全国5駅)登録(令和5年8月4日付け)され、合計で157駅(全国1,209駅)となりましたのでお知らせします。

【新たに登録された道の駅(1駅)】

クロスウェイなかまち (奈良県奈良市)「※R3年6月に防災道の駅に選定」

「道の駅」は、平成5年の制度創設以来、今年で30年が経過しました。国土交通省では、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生・観光を加速する拠点への進化を目指す第3ステージの取り組みを進めてまいります。

<今回の登録による近畿管内の道の駅の府県別登録数>

福井県21駅、滋賀県20駅、京都府18駅、大阪府10駅
兵庫県35駅、奈良県17駅(1駅追加)、和歌山県36駅 ⇒ 近畿計157駅

全国の「道の駅」一覧については、以下のURLを参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/list.html>

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
奈良県政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

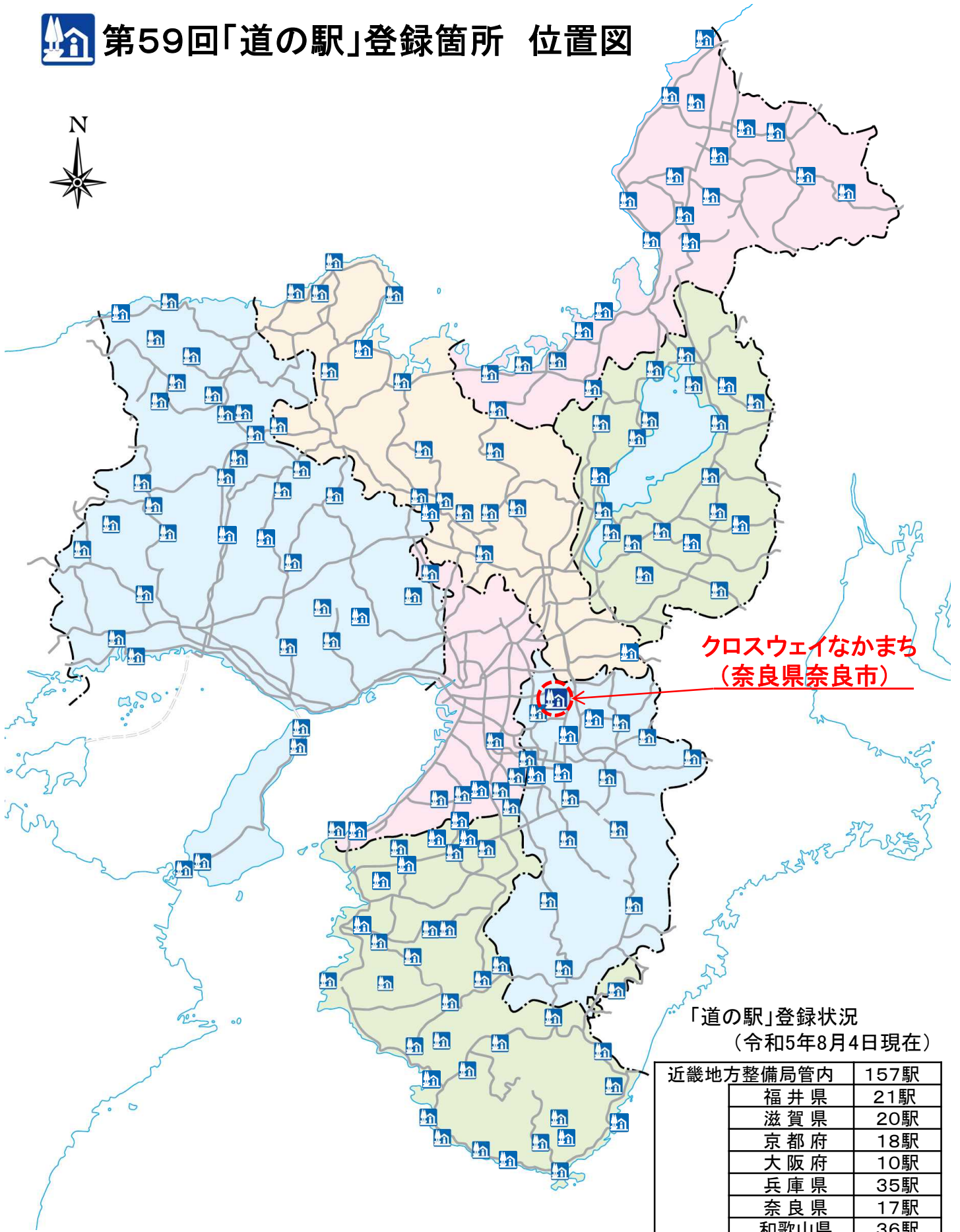
交通対策課長 すみた みちお 隅田 道男 (内線4511)

道路構造保全官 くろまつ あきひと 黒松 昭仁 (内線4513)

TEL : 06-6945-9107 FAX : 06-6942-3911



第59回「道の駅」登録箇所 位置図



クロスウェイなかまち
(奈良県奈良市)

「道の駅」登録状況
(令和5年8月4日現在)

近畿地方整備局管内	157駅
福井県	21駅
滋賀県	20駅
京都府	18駅
大阪府	10駅
兵庫県	35駅
奈良県	17駅
和歌山県	36駅

府県名	設置者	駅名	設置箇所	詳細についての問合せ先
奈良県	奈良県	クロスウェイなかまち	なら なかまち 奈良県奈良市中町4694-1	奈良県 道路建設課 TEL 0742-27-8667

道の駅「クロスウェイなかまち」

◆路線名：主要地方道ひらかたやまごおりやま枚方大和郡山線

◆所在地：奈良県奈良市中町4694-1

◆面積および施設等

- ・面積：33,500㎡
- ・施設：駐車場257台、トイレ40器、情報提供施設、休憩施設、ベビーコーナー、非常用電源、備蓄倉庫、貯水槽、マンホールトイレ、公衆無線LAN、物販施設、飲食施設、交流スペース、キッズスペース、更衣室、サイクルステーション（レンタサイクル含む）、芝生広場、ドッグラン、EV充電施設、バスターミナル、オープンテラス・テラスデッキ、調整池
- ・整備手法：一体型

◆オープン予定：令和5年度

◆特徴

- ・県産農産物等を取り扱う直売所、レストラン、カフェのある「地域振興機能」
- ・バスターミナルのある「公共交通の結節点機能」
- ・周辺地域だけでなく中南和地域も含め観光資源等の情報を発信する「地域観光のゲートウェイ機能」
- ・非常用発電、災害時に自衛隊等の支援活動が可能な駐車場、備蓄倉庫を備えるとともに、全ての建物を耐震化した「防災機能」（令和3年6月に「防災道の駅」に選定）

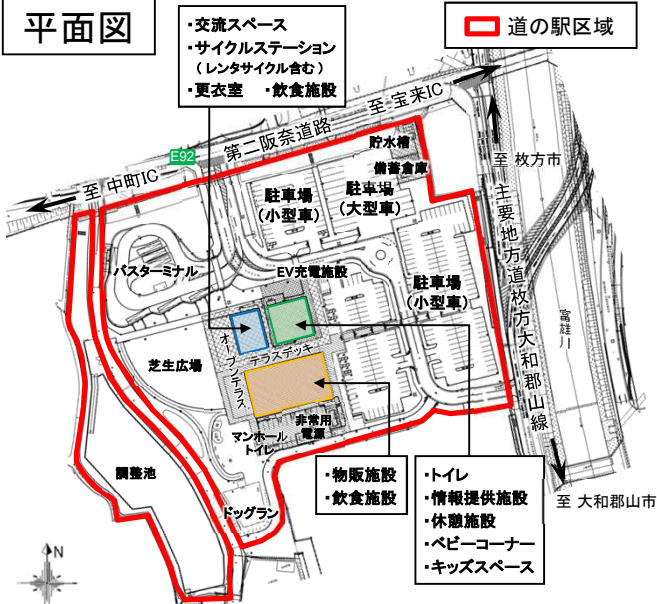
イメージパース



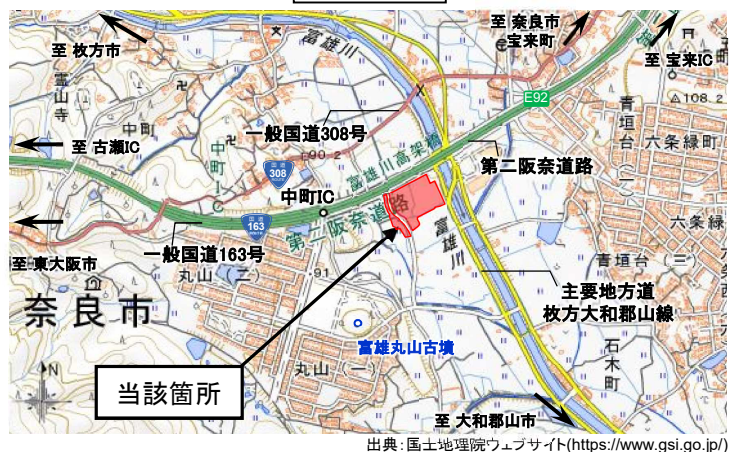
位置図



平面図



位置図





「道の駅」について

1. 目的

道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

3. 道の駅の登録について

道の駅は、市町村等からの申請に基づき、国土交通省で要件を満たすものを、道の駅として毎年登録しています。

4. 主な登録要件

(1) 休憩施設

- ・ 駐車場：道路利用者が 24 時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- ・ トイレ：清潔で 24 時間利用可能なトイレ（原則、洋式）、障害者用トイレも設置
- ・ 子育て応援施設：24 時間利用可能な乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペースの確保（ベビーコーナー）

(2) 情報発信施設

- ・ 道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3) 地域連携

- ・ 地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直売所などの地域振興施設

(4) 設置者

- ・ 市町村又は市町村に代わり得る公的な団体*

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、市町村が推薦する公益法人または市町村から土地・建物の貸与を受け、市町村と管理運営についての協定を締結する法人

(5) その他の配慮事項

- ・ 施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化がされていること。